技術革新を促す特許制度とは

権利乱用から産業守れ

苦心して完成させた発明が、簡単にコピーされたのではたまらない。そこでできたのが、特許制度。発明技術を公開し技術革新に貢献する代償として、発明者に20年間発明の独占的権利を認めている。意図したかしないかにかかわらず、無断で特許技術を用いた製品は、特許権者が請求すれば販売を差し止められるなど、権利は強力だ。その特許制度が今、「イノベーションの促進」の観点から議論されており、東大でも、特許制度に関する研究は進んでいる。現在の問題点と、改革による影響を聞いた。

（取材・菱山哲平）

販売中止リスクが流通妨害

特許の差し止め請求

DVDレコーダーや携帯電話など、精密機器1台には、数百～数千の関連特許があるという。「その中のわずかに一つの特許が原因で、製品の販売が差し止められたら、たまらないと考える企業が増えてきた」と、渡部俊也教授（先端科学技術研究センター）は言う。

特許法の差し止め請求権は強力で、特許侵害が裁判で認められた場合、損害賠償に加えて該当製品の販売差し止めを命じられる。その一つの特許が製品にどれだけ貢献したかは、考慮されない。

この権利を乱用する存在も、90年代ごろから出てきている。「パテント・トロール」と呼ばれる。パテント・トロールは、自らは製品開発や販売をせず、専ら重要度の低い特許を安価に購入し、企業などに特許侵害訴訟を仕掛ける会社のこと。

製造業同士なら、むやみに訴訟を仕掛けると逆に別の特許侵害で訴えられるリスクもある。だがパテント・トロールは自社でものづくりをしていないので、同様のリスクはない。企業にとって、製品差し止めのリスクは大きな脅威なので、高額の和解金を支払っても訴訟を回避しようとする。

「いつ出てきてもおかしくない」と言われるほど、産業界のパテント・トロールへの警戒感は強いという。訴訟大国の米国では、パテント・トロールが幅を利かせている。もっとも、日本では実際のパテント・トロールの例は、あまり報告されていない。日本では裁判で重要度の低い特許を侵害しているとして販売差し止めを請求しても、敗訴するケースも多いからだ。

背景として、渡部教授は「一昔前は、特許権者を勝たせることは、米国を勝たせるに等しかったから」と指摘する。判例は状況が変わってもすぐには変えられないため、差し止めを請求する側に不利な決定が多いという。

特許侵害自体は明らかな場合、差し止め請求を棄却するためには、その特許は無効と判断される必要がある。どんな特許でも、有効で侵害されているのであれば、必ず差し止めを認めなければならないわけだ。だが、特許そのものが無効になれば、その特定の事件にとどまらず、将来も含め一切の権利が否定されることになる。請求棄却の理由に特許無効を用いると、特許庁の審査基準も裁判結果を反映してどんどん厳しくなってしまう。「差し止め請求が妥当かどうかと、特許の有効・無効の判断は、別々に行われるべきです」と渡部教授は語る。

◇

現在、渡部教授を含む専門家らが特許庁長官の私的懇談会として会合を重ね、差し止め請求権の見直しを含む抜本的な改革を議論している。特許侵害なら即、差し止めできるのは不公正との立場から、対策が話し合われた。特許を侵害しないように設計変更する箸の上げ下ろしに至るまで、特許権者の意向に沿わせて差し止め請求権の効力を適用していくのが妥当だという。製薬などの分野では、1種類の製品に対する特許が一つから数十件程度なので、分野の実態に合わせて差し止め請求権を与える、差し止め請求権行使が妥当でない場合は、民法上の権利濫用を禁ずる規定を利用し差し止めを認めるなどの対策が挙がったという。製薬などの分野では、1種類の製品に対する特許が一つから数十件程度なので、分野の実態に合わせて差し止め請求権の効力を適用していくのが望ましい。

差し止め請求事件などでは、特許庁から付与されていた特許が裁判で無効とされるケースも多い。一度特許を取得しても、無効と判断される確率が高ければ、特許権者は安心できない。その特許を取得したい企業も及び腰になり、特許流通の妨げにもなっていた。特許や裁判所の判断が読めなければ、先の戦略が立てられないためだ。

学界と特許関連技術の接近も挙げられる。特にiPS細胞をはじめ、バイオテクノロジーなどの分野は、出願特許に先行する研究が学術論文として出されているケースが日本では4分の1ほどある。坂田教授によれば、従来は、学術論文まで参照することはほとんどなかったという。海外の特許から学術論文まで、1件の審査のために探す必要のある情報の範囲自体が広がっていることで、当局の負担になっている。

国の特許当局に別個に申請し、当局も独自に審査している。国際出願が増える中で、申請者にも、当局にも大きな負担となっていた。

日本の特許庁は他国の特許当局の審査結果を相互に参照し審査の参考とする「特許審査ハイウエー」を06年以降順次始め、現在は米韓欧8カ国との間で実施している。今年からは日米欧で共通の出願様式も用いられるようになった。

◇

ここ数年危機感が抱かれているのが、中国や韓国などの特許庁の審査の質だ。特許は、それぞれの国の産業政策の一環として、自国の産業を育てるために、ある程度甘く審査する傾向があるとされる。

審査当局の負担軽減が急務

増える特許申請数

元経産官僚で、イノベーション政策を研究する坂田一郎教授（政策ビジョン研究センター）によれば、現行の特許制度の運用上の問題は、増加の一途をたどる特許申請の数（グラフ）に、世界の特許当局が対応し切れていないことだという。

申請数が増加し、ほぼ横ばいで推移する平均審査期間の中で、十分な審査時間が取られているか懸念がある。誤って特許を認定してしまうと、後に裁判で覆されて特許の安定性を損なう。パテント・トロールに利用されやすい価値の低い特許を生み出すことにもなる。

特許申請数の増加は、イノベーションサイクルの高速化に加え、グローバル化の影響があるという。外国企業による特許申請は、国によって異なるが全体の半分を占める国もある（グラフ）。特許は、それぞれの

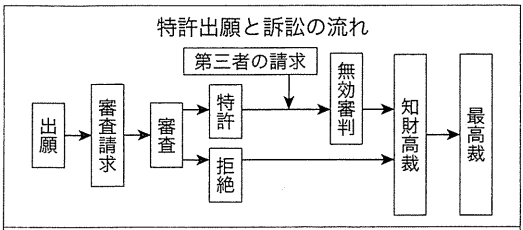

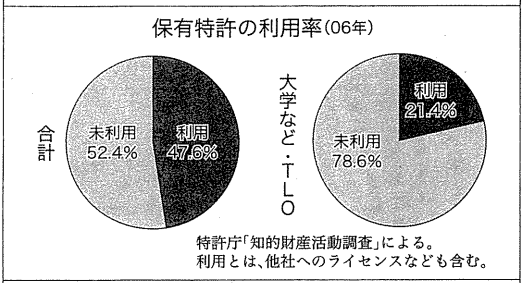

特許庁「知的財産活動調査」による。利用とは、他社へのライセンスなども含む。

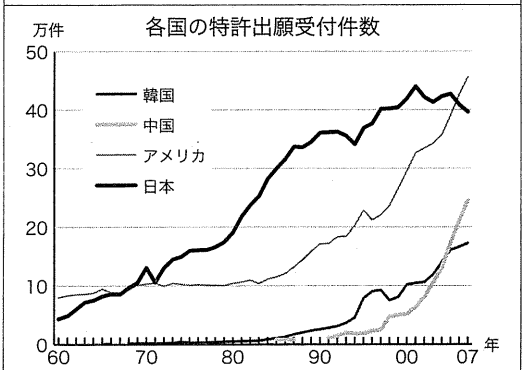

世界知的所有権機関のまとめによる。中国は84年以前の統計がない。

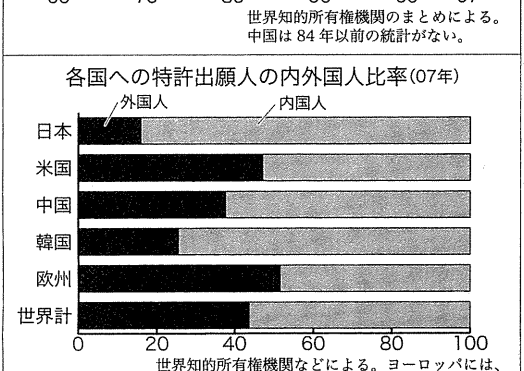

世界知的所有権機関などによる。ヨーロッパには、欧州特許庁と各国の特許庁が併存しており、他国と単純には比較できない。

渡部 俊也（わたなべ としや）**教授**
（先端科学技術研究センター）
94年東京工業大学博士課程修了。東陶機器、東大国際・産学協同センター長などを経て08年より現職。

坂田 一郎（さかた いちろう）**教授**
（政策ビジョン研究センター）
89年経済学部卒。経済・金融学修士、工学博士。経済産業省経済産業政策局政策企画官などを経て08年より現職。

著作物も利用促進へ
もう許諾不要？

著作権も著作物の利用を促進する方向で見直しが進む。公正な形態なら著作権者の許諾なしでの著作物の利用を認める「フェアユース規定」の導入だ。時事的な論説や芸術作品といった原著作物の性質や、営利目的の利用か、原著作物の売り上げに影響するか、複製する分量は多いか――などを総合して、利用の適否が決まる。全項目を満たす必要はなく、具体的な利用方法を法律に書かないのが特徴だ。米国ではすでにフェアユースが実施されている。

現行の日本の著作権法は「私的利用」「学校の授業のための複製」「点字による複製」など、列挙した具体的事例のみ無許諾利用を認めている。法律が想定しない利用方法は、正当な行為に見えても行えなかった。例えば障害児のために拡大文字の教科書を作ることなどは、04年の法改正で許諾なしの利用が認められるまで、法的な懸念から公的支援を受けられなかった。グーグルやヤフーなどの検索エンジンは、ウェブサイトをコピーして検索に使っているが、これも現行法下では違法で、データを海外に保存している。これを合法化する著作権法改正案が現在審議中だ。

フェアユース規定は、政府の知的財産戦略本部が昨年11月に導入を提言。今年5月には、著作権法を所管する文化庁の審議会で検討が始まった。著作権者団体などからは慎重論も出ており、実際にどのような規定が導入されるかは不透明だ。

どの特許の増加だ。特許審査では新規性や進歩性を調べる必要があるが、中国語や韓国語の特許文献を読める人材は少ないという。

「従来は、中国語、韓国語の特許はほとんど無視しても審査には差し支えないだったのですが」と坂田教授は言う。